

明和町オリジナルキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明和町オリジナルキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてキャラクターとは、町が定めたオリジナルキャラクターの基本デザイン（別図1）及び町長が別に定めるその展開デザインとし、その愛称は「メイちゃん」とする。

(使用の許可申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ明和町オリジナルキャラクター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び町職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 町内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (6) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) その他町長が使用について不適當と認めたとき。

2 町長は、キャラクターの使用を許可するときは明和町オリジナルキャラクター使用許可通知書（様式第2号）により、使用を許可しないときは明和町オリジナルキャラクター使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によるキャラクターの使用の許可（以下「キャラクターの使用許可」という。）をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 町で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) 第4条第3項の規程により付された条件に従って使用すること。
- (4) キャラクターの使用に際し町が貸し出した物件を期限までに返還すること。
- (5) キャラクターの使用前に該当使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに町長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) この許可によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し又は貸し付けてはならないこと。
- (7) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

2 町長は、次の各号について、町の推奨を表すものでないことをホームページ等で明らかにするものとする。ただし、町長は、町の推奨を表すマークとしてキャラクターを活用することができる。

- (1) キャラクターが掲載された商品（パッケージを含む。）
- (2) キャラクターが掲載された商品、印刷物等を発行した企業
(使用許可の変更等)

第7条 使用者は、キャラクターの使用許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ明和町オリジナルキャラクター使用内容変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めるときは、明和町オリジナルキャラクター使用内容変更許可通知書（様式第5号）により該当申請をした者に通知するものとする。

3 第4条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許可の取消等)

第8条 町長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によりキャラクターの使用許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定によるキャラクターの使用許可の取消により使用者に生じた損害については、町長はその責めを負わない。

3 第1項の規程によりキャラクターの使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、該当使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 町長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

(損害賠償)

第9条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより生じさせた損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、キャラクターが掲載された商品により生じた事故の一切の責任を負うものとし、第三者に対して損害を与えた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別図第1 (第2条関係)



注：色の使用は

頭・体・茎	C45.1%、M3.92%、Y81.18%、K0.39%
髪・花びら	C1.18%、M20%、Y93.73%
頬・口	C4.31%、M78.04%、Y6.27%
手	C92.94%、M32.55%、Y2.35%、K0.39%
目・陰	K100%

C：シアン M：マゼンダ Y：イエロー K：ブラック

様式第1号（第3条関係）

明和町オリジナルキャラクター使用許可申請書

年 月 日

明和町長

宛

住所 _____

氏名（名称及び代表者名） _____ 印

電話番号 _____

下記のとおり明和町オリジナルキャラクターの使用許可を申請します。なお、明和町オリジナルキャラクターの使用に関する要綱の規定を遵守します。

記

1 使用対象物件	
2 使用目的	
3 使用方法	
4 使用場所等	
5 使用期間等	年 月 日～ 年 月 日
6 使用数量等	
7 担当者連絡先	
添付書類 (1) 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等） (2) 申請者の概要・現況を示すもの (3) その他参考となるもの	

様式第2号（第4条関係）

明和町オリジナルキャラクター使用許可通知書

明企第 号
年 月 日

様

明和町長 印

年 月 日付けで申請のありました明和町オリジナルキャラクターの使用について、下記のとおり許可します。

記

1 使用対象物件	
2 使用目的	
3 使用方法	
4 使用場所等	
5 使用期間等	年 月 日～ 年 月 日
6 使用数量等	
7 許可の条件	使用に際しては、明和町オリジナルキャラクターの使用に関する要綱に基づく規定及び許可内容を遵守すること

様式第3号（第4条関係）

明和町オリジナルキャラクター使用不許可通知書

明企第 号
年 月 日

様

明和町長 印

年 月 日付けで申請のありました明和町オリジナルキャラクターの使用
について、下記の理由により不許可とします。

記

- 1 不許可理由は次のとおりとする。

様式第4号（第7条関係）

明和町オリジナルキャラクター使用内容変更申請書

年 月 日

明和町長

宛

住所 _____

氏名（名称及び代表者名） _____ 印

電話番号 _____

年 月 日付け明企第 号で許可を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 変更項目

項目	変更前	変更後
1 使用対象物件		
2 使用目的		
3 使用方法		
4 使用場所等		
5 使用期間等		
6 使用数量等		
添付資料 (1) 変更が確認できる資料等		

様式第5号（第7条関係）

明和町オリジナルキャラクター使用内容変更許可通知書

年 月 日

様

明和町長

印

年 月 日付けで申請のありました明和町オリジナルキャラクター使用許可内容の変更について、下記のとおり変更を許可します。

記

1 許可内容は次のとおりとする。

項目	変更前	変更後
1 使用対象物件		
2 使用目的		
3 使用方法		
4 使用場所等		
5 使用期間等		
6 使用数量等		

2 使用に際しては、明和町オリジナルキャラクターの使用に関する要綱に基づく規定及び許可内容を遵守すること。